

山梨県公報

第二千二百九十九号

平成二十五年

二月十八日

月 曜 日

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………九一

工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………九一

道路の区域変更(三件)……………九二

公告

一般競争入札について……………九三

大規模小売店舗の新設に関する届出……………九五

告示

山梨県告示第四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 中央市極楽寺字下河原千二百五十八番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

山梨県告示第四十五号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年二月十八日から適用する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	210円 120円 220円 480円 140円 740円 370円 10円 180円 850円 870円 1,120円
分光光度計	微量高速遠心機	1,170円
多室式温度勾配恒温器	真空包装機	420円
ソーセージイラー	トチヨッパー	570円
トチヨッパー	トチヨッパー	3,390円
小型振動式バルブ研磨装置	電気化学測定システム	
電気化学測定システム	卓上冷熱衝撃試験器	
CG/CAD装置(ペン型入力装置)	CG/CAD装置(パイオメディアカル研究・開発)	
CG/CAD装置(パイオメディアカル研究・開発)	構造解析装置(形状最適化)	
波長分散型蛍光エックス線分析装置	小型放射温度計	
	レーザーサーカー(CWファイバーレーザー)	

2の表素材、機械、電子及び化学の部化学試験(発光分光分析装置による分析)の項の次に次のように加える。

その他の試験	1試料	4,840円
化学試験(波長分散型蛍光エックス線分析装置による定性分析)	化学試験(波長分散型蛍光エックス線分析装置による半定量分析)	4,810円
		(1元素を超える場合は、1元素増すごとに1,310円を加算する。)

2の表食品の部その他の試験の項を次のように改める。

その他の試験	1件	試験に要する時間	630円
		1時間未満	

	1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満 4時間以上5時間未満 5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満 7時間以上8時間未満 8時間以上	1,660円 2,690円 3,720円 4,750円 5,780円 6,810円 7,840円 8,860円
	機器分析(液体クロマトグラフ質量分析計(UPLC/MS/MS)による測定)	30,960円

3の表研磨宝飾製品及びその材料のその他の加工の項を次のように改める。

研磨宝飾製品及びその材料のその他の加工	1件 加工に要する時間 10分未満 10分以上20分未満 20分以上30分未満 30分以上40分未満 40分以上50分未満 50分以上1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満 4時間以上	110円 390円 630円 1,240円 1,930円 2,490円 4,990円 6,360円 7,610円 8,860円
1試料	顕微鏡試料作成(手仕上げによるもの)	1,840円

山梨県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二二号
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
南都留郡道志村字月夜野四〇九番の二地先から 南都留郡道志村字月夜野一四二番の二地先まで	旧	八・〇	一三三・〇	二〇九・〇
	新	一六・〇	三〇・〇	二〇九・〇

山梨県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
南都留郡富士河口湖町大石字ニタ町二六一番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六一番の二〇地先まで	旧	五・八	一六・〇	三五〇・〇
	新	一一・四	五九・二	三五〇・〇

山梨県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町西湖字大久保山七六七番の一地先から 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜国有 無番地先まで	一〇・九 七・一・四	七・六 一七・〇		三八四・五 三八四・五

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年二月十八日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐藤 英 貴

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量
山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間

- 4 履行場所
山梨県韭崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成十四年二月二十八日山梨県告示第六十四号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 4 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されている者であること。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 8 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。
- 9 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立あけぼの医療福祉センター所長（以下「所長」という。）が判断した者であること。
- 10 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。
- 11 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行為がない者であること。
- 12 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの五年間において、一年

間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千㎡以上の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

- 13 平成二十三年度労災保険確定申告の写しの提出ができる者であること。
三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課総務医務担当 電話〇五五一 二二二 六一
一 一
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十五年二月二十六日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札参加資格確認申請の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十五年三月六日(水)から同月十一日(月)までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年三月二十六日(火) 午前十時 山梨県立あけぼの医療福祉センター 会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十五年三月二十二日(金) 午後五時までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課総務医務担当(郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一)に必着すること。

- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当

する入札は、無効とする。
8 落札者の決定方法
規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

四 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約書作成の要否
要
- 4 長期継続契約
この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

- 5 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Cleaning services for Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center,
1 set
- 2 Date and time of tender
10:00AM March 26, 2013
- 3 Bureau in charge
General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center
3251-1 Kamijounhamiwari Asahi-machi Nirasaki-shi Yamanashi-ken 407-0046 Japan

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年六月十八日まで縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

2 住所

山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 オギノ山中湖店

(-) 所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中字北畠八百六十五番五外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(-) 名称及び代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

(-) 住所 山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年九月十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八百四十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百二十六台

(-) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十台

(-) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 九十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 三十五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時

(-) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日
平成二十五年一月十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番